

平成29年度使用岐阜地区小・中学校用教科用図書の採択方針

1 採択に係る基本方針

岐阜地区の小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択は、県教育委員会の下記の指導・助言又は援助の項目を踏まえ、各市町教育委員会がその権限と責任によりこれを行う。

2 採択に当たり踏まえるべきこと

(1) 小学校及び中学校用教科用図書の採択について

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年度採択すること。
- ・小学校及び中学校用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、平成28年度と同一の教科用図書を採択すること。
- ・同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合その他義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条で定める場合においては、この限りではないこと。

(2) 平成29年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の示すところに基づき、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切であり、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に応じた図書を採択すること。なお、その際においては、毎年度異なる図書を採択することができること。
- ・採択に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小中学校特別支援学校用〕」を十分活用すること。

3 採択に係る基本的な考え方

(1) 同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替え及び調査研究が必要となる場合は、県教育委員会により作成、配布される「調査研究資料」を参考資料の一つにするなどして十分な調査研究を行うこと。

(2) 教科用図書を採択する際には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、それらを活用して思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、教育指導の方針と重点及び児童生徒の実態等を踏まえ、諸種の角度から総合的に比較研究して特徴を明らかにするなど、十分な調査研究を行うこと。

(3) 過大な宣伝行為等に惑わされることなく、審議や調査等について厳正な態度をもち、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を図ること。また、円滑な採択事務に支障をきたすような事態や採択の公正確保に関し問題が生じた場合には、関係機関と連携を図りながら毅然とした対応をとり、静ひつな採択環境を確保すること。

(4) 教科書の採択に関する情報について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条により、採択権者は採択結果・理由等の積極的な公表に努めること。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第9項により、教育委員会会議の議事録の作成及び公表に努め、開かれた採択をよ

り一層推進し、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすこと。採択に関わる情報等については、積極的な公開に努め、開かれた採択をより一層推進すること。

4 岐阜地区採択協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

(1) 設置

- ・各市町教育委員会において5月26日(木)までに、協議会の設置に関する議決を終え羽島市教育委員会教育長に報告する。
- ・次の事項について、協議会が設置され次第速やかに岐阜県教育委員会に報告する。
 - ① 協議会規約
 - ② 採択方針
 - ③ 協議会について
 - ア 名称、目的、組織、構成(規約)
 - イ 委員の選出、委嘱の方法など(委嘱状)
 - ウ 委員の名簿
 - エ その他

(2) 運営及び協議

- ①各市町教育委員会は、第1回協議会の翌日から7月29日(金)までの期間中に採択について協議を終え、8月5日(金)までに岐阜地区採択協議会長に議決の報告をする。
- ②市町教育委員会で協議が調わなかった場合は、協議会長の判断で再度協議会を招集し、岐阜地区内で同一の教科書が採択できるよう再協議する。再協議に要する期間は8月8日(月)から8月12日(金)までとする。
- ③全市町教育委員会が採択を議決することにより、岐阜地区採択が完了したものとする。
- ④各市町教育委員会は、各学校への採択結果の通知を、岐阜地区の採択完了以後とする。
- ⑤保護者等の幅広い視点から教科用図書についての意見が聞ける等、協議会の委員の構成等を工夫改善する。
- ⑥採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、静ひつな採択環境と開かれた採択等について協議し、次回の採択替えに向けて採択の改善を図る。
- ⑦教科書の採択に関する信頼を確保する観点から、採択結果及び理由等の公表につとめること。

5 その他

- (1) 協議会は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間(8月31日まで)であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とする。また、その運営は、岐阜地区採択協議会規約に基づいて行う。
- (2) 協議会委員の任期は平成28年8月31日までとする。
- (3) 新たに協議が必要になった場合は、規約第5条(1)の委員により行う。
- (4) 協議会の運営に係る費用は、必要に応じて市及び町の分担金をあてる。なお、会計報告及び次年度の予算についての審議は、規約第5条(1)の委員により行う。